

趣意書 (女子大学聯盟)

周知の如く日本再建の途上には根本的に刷新を要する重要にして困難な幾多の教育問題が山積してゐる。之のため教育刷新委員会を始め公私さまざまな機関がこれ等の諸問題を熱心に研究討議して居られるが、その実績を挙げるためには何としても教育當事者が身を以て之の解決にあたらねばなるまい。しかも女子高等教育にあつては多年の懸案をこの際一挙に解決すべき機運が漸く到来したとさへ感ぜられる。此にてわれ々有志の十一校は今秋以来屢々協議を重ね教育再建の具体的一方策として新たに女子大学聯盟(假称)の結成を決意した。まづ第一にわが聯盟は加盟諸

春山 8

校が近き將來に於てこれだけ女子大学を建設することとを期待し、これに必要な諸般の事項を整備して之の實現に努力せんことを期してゐる。
第二にこの聯盟は(女子大学が建設せられ左の場合)加盟大学の堅實な發達を遂げしめるために女子大学教育の規準を確立して、之の維持運用の機関たらんことを期してゐる。
第三にこの聯盟は將來大学を設置しようとする諸学校に對して明確に指標を與へ、之の指導者となると共に一般に女子高等教育の水準を高め、之の普及を圖るべき推進力たらんことを期してゐる。
第四にこの聯盟は全國又は國際大学聯盟の一員として加盟大学を代表し、大学教育一般の促進に

參與すると共に世界文化の交流並にその発展を
助長する一機関たりを期してゐる
以上がわが聯盟の要旨であるとの結成にあたり
比較的嚴格な加盟條件を設けたのはこの聯盟の
本質としての使命に基づく當然の結果であるこの
聯盟をいして真に存在の意義ありしめんとする
われくの切願に外ならぬ
以上御諒察の上奮つてこの聯盟に御参加あらん
ことを切望する

聯盟加入の條件

第一 聯盟に加入せんとする學校は予め左記の女子大學建設に關する一般方針を承認すること

- 一 教育委員会の立案せる六三三四案を支持し特に上級中學三年制と大學とを直結する單一体系の長所を強調しこの聯盟を通じて極力この案の實現に努力すること
 - 二 右改正案が可決実施せられれば場合成る可く速に大學を設置せんとする用意あること
 - 三 右大學設置の場合に相当のリベラルアーツ一般の教養学科例は哲學科歴史言語學等を課すること
 - 四 右大學では大學入學の實力を養成する資格學校(上級中學)の卒業者またはこれと同等以上の實力ある者を入學資格とすること
- 第二 聯盟に加入せんとする學校は原則として左記條件を具備するものであること

- 一 創立 創立後滿十年以上経過した學校であること
- 二 設立者 官立、公立、又は財団法人であること
- 三 目的 専攻学科の外一般の教養学科に重きを置き相當多くこれらを課するものであること
- 四 校地 五〇〇坪以上、但學校敷地として使用しない所有地実習地等は除くこと
- 五 建物 總延坪六〇〇坪以上、但女子専門學校のみを使用し且一校舎体育館実験室図書館等教育に直接使用する建物であること
- 六 種別 文科理科或はこれ等と若くはこれ等の一つと家政科とを有する學校であること
- 七 学科 文科は國語科外口語科法律科経済科歴史科等 理科は数学科物理化学科家政科保健科青兎科被服科 右学科中二学科例は口語科と外國語科等以上を有すること 但醫學齒科藥學厚生家政音楽美術体育等の学科のみを有する學校に一まじは後日考慮すること
- 八 學級數 (學級數と生徒數との割合を參考にすること)
- 九 生徒數 該當學科の生徒總數二〇〇名以上を有すること
- 一〇 教授 専任教員教授助教等一學級に(き一名以上を有すること
- 一一 資産 學校を維持經營するに必要な相當の資産を有すること
- 一二 經費 (經常費現況を參考にすること)
- 一三 図書館 (設備現況を參考にすること)
- 一四 圖書數 和書、洋書等一〇〇〇冊以上を有すること

以上

沿革

日本女子大學校、半田聖門學校、東京女子大學生會、前長年ニ亘リ同種同程度ノ女子
專門學校トシテ年數回輪番ニテ教育上相互連絡、爲メ教職員懇談會ヲ開催シ
来レリ

戰後第一回會同

昭和三年十月九日午後、神戶聖門學校、東京女子大學生會、前長年ニ亘リ同種同程度ノ女子
專門學校ヲ招請シ、四校協談會ヲ開催シ、左記事項ヲ決議ス

一 學校体系ニ關スル件

一 教育委員會、軍國教育使節團ニ協力スベシ、日本例教育委員會(名稱)
立案セルハ、キ、一學校体系案ヲ適切ト認ム

一 學校聯盟ニ關スル件

一 概テ同種同程度ノ專門學校ヨリ新ニ聯盟ヲ結成スル必要ヲ認ム
ス、聯盟ニ男女專門學校ヲ包含スルコトが望マシイカ、差當リ女子專門學
校クケテ聯盟ヲ組織スル

二 東京都下ノミナラズ、地方ノ女子專門學校モソノ參加ヲ勸誘スル
三 右聯盟結成、爲メ準備會ヲ開催スル

四 前項準備會ニ取敢、ハ、東京都下十校、地方五校ヲ招請スル

第二回準備會

前回の會ニ基キ、十月九日午前、東京女子大學生會ヲ開催、招請ノ要旨、次
ノ通り

日本再建ノ途上ニハ、刷新ヲ要スル重要ニシテ、且困難ナル條多ク、教育月
問題が横ハツテ居リ、ソノ爲既ニ教育刷新委員會を生シ、諸問題が取上
ケラレ居ルガ、其、実績ヲ挙ガル爲メ、同時ニ教育担当者ノ者ガ自ラ進
テ、ソノ責任ヲ積極的態度ニ出ナケレバ、ナラズ、搬運ニテ、トテ深ク感ズ
參加學校

- 青山學院女子專門學校、同志社女子專門學校、寶殿女子專門學校
- 明治女子專門學校、日本女子大學生會、大阪府女子專門學校
- 聖心女子學院專門學校、帝國女子專門學校、東京女子大學生會
- 東京女子高等師範學校、津田塾專門學校

第一協議題 學校體系ニ關スル件

教育委員會立案セ、六、三、三、四、學校体系案ニ賛成シ、其急進ナル
實現ヲ切望スル 四の對一ニテ決議ス

第二協議題 學校聯盟ニ關スル件

女子大學生會、結成ヲ期シ、結成ノ方法トシテ左記四項ヲ全會一致

決定スル

1. 聯盟加入ノ學校ヲ單位トスルコト
 2. 聯盟加入ノ標準ヲ調査研究スル多委員會ヲ設ケル
 3. 右委員ニ參加學校十校ヨリ各一名宛選定スルコト
 4. 委員會ハ次回ヨリ聯盟加入ノ標準ニ関スル原案ヲ作製スルコト
- 尚第一協議題決議ノ處理ハ委員會ニ任スルコトニ決ス

委員會

十一月二十日午後東京女子大學ニ於テ開催

出席委員 九校

青山女專 同志社女專 實踐女專 明治女專 日本女子大
 聖心女專 東京女子大 東京女高師 津田塾大

協議決定事項項左ノ如シ

1. 聯盟結成方針ハ左記ニ據ルコト
 2. 六三三四制ニ準據セル四箇年大學ノ實現ヲ期スルコト
 3. 六三三ノ課程ヲ平へる者ヲ入学資格トスルコト
- ニ學校體系ニ関スル決議ハ日英西文ヲ認メ、マ員本部、教育部、教育刷新委員會
 文部當局ニ提出スルコト

三、聯盟加入ノ標準ハ小委員會ニ於テ各校統計資料基イテ調査シ原案ヲ作製スルコト

小委員ハ津田塾專門、日本女子大、聖心女專、東京女子大トスル

小委員會 十二月五日 聖心女子學院專門學校ニ開催

十一月十一日 東京女子大學ニ開催

第三次準備會

十一月九日午前日本女子大學校ニ於テ開催

- 一、聯盟加入標準ニ関シ協議シ別紙ニ通リ決定ス
- 二、文部當局ニ對シ學校体系決議提出並ニ聯盟結成ニ関スル経過報告十一月十三日ハ小委員 四校ニ東京女高師ヲ加ヘ五校代表者之ニ當ルコト
- 三、男子專門學校団体ト連絡提携ニ関シ十一月十日日本女子大、聖心女專 委員 明治學院長ト連絡スルコト
- 四、大學教育課ノ大學標準委員會ニ對シテハ十一月十七日日本女子大、東京女子大 委員連絡ニ當ルコト
- 五、聯盟結成趣意書及規約ハ左ノ豫定ニテ小委員ヲ同原案ニ依リ製スルコト

十一月十一日 午前 東京女子大學
 十一月十四日 午後 日本女子大學校

第四次準備會豫定

昭和二十二年一月十八日 聖心女學院專門學校ニ開催
 協議事項 聯盟結成趣意書及規約

